

平成31年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の管理運営費	文化財課

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
3,944	平成32年度					3,944

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例並びに鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の専門性や創意工夫に基づき、鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の運営において質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

1. 鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の利用に関する業務
2. 鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の施設及び設備の維持管理に関する業務
3. 鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の企画展示等に関する業務
4. その他鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の管理上、必要と認める業務

【これまでの関連する取組み】

鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館は、平成18年度から指定管理者制度に移行した。18年度から22年度までが1期目、23年度から27年度までが2期目、28年度から32年度までが3期目の指定管理期間である。

現指定管理者 公益財団法人鳥取市文化財団

指定管理料(前)

H28 152,754千円 H29 151,312千円 H30 151,704千円 H31 154,623千円 H32 150,657千円

計 761,050千円

指定管理料(後)

H28 152,754千円 H29 151,312千円 H30 151,704千円 H31 154,623千円 H32 154,601千円

計 764,994千円

(当初債務負担行為額 761,050千円)

2019年10月から消費税及び地方消費税が10%へ変更される予定であり、増加相当分の債務負担行為額超過となるため、債務負担行為額を増額変更するもの。また、簡易水道料改定に伴い、2020年4月から鳥取市因幡万葉歴史館の水道料金が増額となるため、当該増加相当額分を合わせて増額変更するもの。

【今後の取組み】

2月 議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

3月 基本協定書に基づき指定管理料変更協議。

4月 年度協定締結。